

自治体の仲間

組合の共済だから できること**

2010年6月自治労連共済制度改善特集号 有料機関紙1部20円
(昭和59年11月5日第3種郵便物認可)

日本自治体労働組合総連合

発行人/野村裕裕 編集長/「自治体の仲間」編集委員会
〒112-0012 東京都文京区大塚4丁目10-7
☎(03)5978-3580 FAX(03)5978-3588 郵便振替 東京00140-6-180259
URL http://www.jichiroren.jp mail jichiroren@jichiroren.jp
本紙の購読料は組合費に含まれています。

自治労連共済制度改善のお知らせ

みなさんの声を生かす自治労連共済

自治労連共済は組合員のみなさんのための自主共済事業です。民間保険のような儲けは必要としません。みなさんの声を大切に生かした「安心」「安全」の運営をおこなっています。

今回、全国のみなさんから寄せられた声を組合ごとに集約し、制度を改善しました。掛金はそのままに、加入要件・支払要件を拡大し、みなさんの「やりがい」と「安心」をサポートします。

組合の共済だからできること…ぜひご覧ください。



みなさんの要望に応じて 自治労連共済は、さらに パワーアップ

セット共済 医療共済

通院付シニア共済

「通院だけでも支払い
ます」がより簡単に

傷病名が「骨折」、「脱臼」、「離断裂」で、症状部位が「鎖骨」、「肋骨」、「脊椎」、「骨盤骨」、「下肢・上肢」いずれも指を除く」のいずれかであれば安静加療要件がなくても通院共済金を支払うこととします。

ただし、接骨院・整骨院への通院、ギプス装着の場合の支払要件は変更せず、現行通り安静加療要件が必要です。

医療共済事業規約第32条 シニア共済事業規約第7条改正
2010年5月14日以降適用



1

病気の日帰り入院も支払い の対象になりました

セット共済 医療共済
シニア共済 通院付シニア共済

入院の支払要件を拡大しました。従来、病気による入院は「5日以上」の入院に対し1日目からの支払いでしたが、ケガ・不慮事故による入院と同様に「入院」と診断書に記入されている場合は、5日未満の入院（日帰り入院含む）も支払対象とします。

ただし、検査入院に関しては従来どおり、支払対象外となります。

医療共済事業規約第32条、シニア共済事業規約第7条改正
2010年5月14日以降適用



組合員を第一に 営利目的でない共済 だからこそ

退職後も安心

シニア共済

通院付シニア共済



シニア共済事業規約第5条、第9条改正
2010年5月14日以降適用

「シニア共済」「通院付シニア共済」の入院共済金支払限度日数を現行の通算540日から180日延長して720日とします。

シニア共済事業規約第18条改正
2010年5月14日以降適用

「通院付シニア共済」の上限年齢を5歳引き上げて「70歳未満」までの加入とします。

5 シニア共済の加入要件・支払要件を拡大しました

火災共済



火災共済事業規約第24条改正
2010年5月14日以降適用

火災共済の建物保険において、建物の焼破損率が70%未満の場合（一部焼の場合）契約共済金の70%を限度としていましたが、家財保障と同様に、「契約共済金額を限度に標準単価による損害額を支払う」としています。これにより、建物・家財双方の支払上限が拡大されることになりました。

6 火災共済の支払制限を緩和しました

セット共済 個人共済

手術見舞金特約



手術見舞金特約規程第5条改正
（別表）対象となる手術は
2010年5月14日以降適用

何らかの傷病に起因する「子宮内容除去手術」「子宮内膜そうは術」等の流産手術といわれるものについては、診断書にその旨の記載があれば手術見舞金の対象とします。ただし、傷病に起因せず健康保険適用対象外の人工中絶手術、人工流産手術は除きます。

3 手術見舞金対象手術が拡大されました

手術見舞金特約



手術見舞金特約規程第2条改正
2010年10月1日効力発生
満期更改より適用

手術見舞金の付加について、生命共済20口以上、かつ医療共済2口以上に加入している場合にかぎり、従来の1口付加から2口付加まで加入枠を広げることとします。また、セット共済（手術見舞金1口付加の型）に加入している場合についても、2口付加まで加入枠を広げることとします。

4 手術見舞金特約の加入要件が広がりました

共済契約者の方に関する個人情報の取り扱いについて

自治労連共済では、契約者から信頼される自主共済制度をめざすため、お預かりした契約者に関する情報（契約者個人を特定する情報を明示的に含んでいる情報をいいます。以下「契約者の個人情報」といいます。）の取扱いについて、正確性・機密性の保持に努めています。

1 情報収集の目的

当共済会では、契約者との各種共済契約手続等を安全確実に進めることができるように、

- (1) 契約者に関する情報の収集を必要最小限にさせていただきます。
- (2) アンケート等、契約者に任意の情報提供をお願いする場合は、その旨を明示いたします。
- (3) 契約者の個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結、共済金等のお支払い、契約者に対する各種サービスの提供・紹介など、当共済会の共済事業および付随する業務のために利用させていただきます。

2 情報の利用・提供

当共済会では、契約者の個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、次の場合を除いて、契約者の個人情報を利用したり外部に提供することはありません。

- (1) 契約者の所属する組合と共同利用する場合
- (2) 契約者が了解・同意されている場合
- (3) 法令により必要と判断される場合
- (4) 契約者または公共の利益のために必要であると認められる場合

3 情報の管理

お預かりした契約者の個人情報は、当共済会が責任を持って管理いたします。当共済会は、契約者の個人情報を正確、最新なものにするよう常に適切な措置を講じております。

また、契約者の個人情報に対して、外部から不当なアクセスなどを防止するために、必要な措置を講じております。なお、関係団体に業務委託を行う場合も、当共済会が責任を持ち、関係団体にに対し契約者の個人情報の適切な管理を求め、目的外の利用を行わせないものとします。

4 契約者ご本人からの情報開示、訂正・削除のご請求への対応

契約者本人から契約者の個人情報の開示のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、誠実にお答えいたします。

また、お預かりした情報が不正確である場合または削除を希望される場合には、特別な理由がない限り正確なものに変更または削除させていただきます。

5 問い合わせ等についての対応

この内容についての不明な点や、より詳細な説明を必要とされる場合には、自治労連共済もしくは組合事務所までお問い合わせください。